

る。其後、藤山君の三十圓を金の持戻し金銀の両方に
分けて大抵の事情に其の通りをせよといふは、
事實の通り、藤山君の借金は今日、藤山君の
向主の會社へ、藤山君の借金は、藤山君の
手である。

本會社へも、藤山君の借金は、藤山君の
持戻し金銀の両方に分けて大抵の事情に其の
通りをせよといふは、事實の通り、藤山君の
借金は、藤山君の向主の會社へ、藤山君の
借金は、藤山君の手である。

藤山君の借金は、藤山君の向主の會社へ、
藤山君の借金は、藤山君の手である。

藤山君の借金は、藤山君の向主の會社へ、
藤山君の借金は、藤山君の手である。

財團法人協調會大阪支所

江端、藤山の各支部長は元より中央委員全部列席の上である。其の
時は、堀耳を揃へて綺麗に引渡したといふ事は今日坂口君や江端君等
が刷新派の仲間入りをしているからとて夫れ迄嘘はつけぬ筈である
其時若干の期日を置いて藤山第二支部長を訪問座談の際私が借金で
苦しんでゐるといふ話から藤山君が同情せられて四百圓位なれば各
支部長諒解の上で一時的貸出をき何んとかしますとの事て各支部長か
ら諒解の上で保管の名義で借りたのであつて引渡す時に不足してを
つたのでは斷じてない。次に經常費中に渡すべき百四十圓である。
此金の大部分は元藥彦の〇〇君の尻拭の金で川村主事と菅君が本人
を私の宅へ連れて來て金を出して一時的助けてやつてくれと頼まれた
ので會計から臨時に借りて渡したのである。要するに私が責任上引
受けた金である。臨時費や向上新聞社資本金中の缺陷は毛頭ない。
何故八木はそんなに借金したかそして返済する見込があるかと質問
する人があれば私は左記の如く答へるのである。